

## (仮称)旭川市スポーツ推進条例の骨子案について

目的・定義	<p>スポーツの推進に関し基本理念を定め、並びに市民、スポーツ団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりを進め、心豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>① スポーツの推進に当たっては、全ての市民が、年齢や性別、障がい等を問わず、自らの関心や適性に応じて、生涯にわたりスポーツに取り組める環境づくりが重要。</li> <li>② スポーツの推進に当たっては、市民ひとり一人がスポーツ活動を通して、体力の向上を図ることや健康の維持増進が重要。</li> <li>③ スポーツの推進に当たっては、スポーツ競技者及びスポーツ指導者の育成が重要。</li> <li>④ スポーツの推進に当たっては、市民、学校、スポーツ団体、事業者及び市が互いに連携及び協働できる環境づくりが重要。</li> <li>⑤ スポーツの推進に当たっては、スポーツ活動を通じ、世代間の地域交流を促進するとともに、本市の豊かな自然環境、都市機能などの地域特性を活用し、スポーツ合宿や大会の誘致等及びプロスポーツの試合の開催等により交流を促進し、地域経済の活性化を図ることが重要。</li> </ol>
市民の役割	<p>自らがスポーツ活動の主体又は担い手であることを認識し、自らの健康及び体力の維持・増進に努めるとともに、スポーツ活動に参画するよう努めるものとする。</p>
スポーツ団体の役割	<p>地域におけるスポーツの担い手として、市民のスポーツ活動の推進や競技力の向上に努めるものとする。</p>
事業者の役割	<p>スポーツ活動を行いやすい職場環境の整備及びスポーツ活動への支援に努めるものとする。</p>
市の責務	<p>スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。スポーツに関する情報発信を行うとともに、市民、学校、スポーツ団体及び事業者と連携及び協働することにより、スポーツの推進に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。</p>
推進計画の策定	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、スポーツの推進に関する計画を策定する。</li> <li>② 策定に当たって旭川市スポーツ推進審議会の意見を聴かななければならない。</li> </ol>